

【研究ノート】

享保一四年における象の多摩川渡河について

望

月

一

樹

【研究ノート】

享保一四年における象の多摩川渡河について

はじめに

望月一樹

八代將軍吉宗の治世では、「享保の改革」と呼ばれる大規模な政治改革が行われたことは周知のことである。吉宗は、財政再建のもと強い幕府を目指すとともに、殖産興業や医薬政策も推し進めている。殖産興業の施策は人參や砂糖の国産化へと展開する一方、医薬政策では本草学、後の博物学の発展に大きな影響を与えていた。そのような学術的探究が盛んな中につけて、享保二三年（一七二八）に当時東アジアでの貿易に活躍していた鄭太威によつて、交趾国から牝牡二頭の象を乗せた唐船が長崎に入津した。^①

【キーワード】

享保の象 多摩川 六郷の渡し 川崎宿

【要旨】

享保二三年（一七二八）交趾国（現・ベトナム）より渡来した象は、翌一四年に長崎を出発、その後、京都を経て江戸まで二ヶ月以上をかけ歩いて旅をした。その間、河川では歩行渡し、あるいは船渡しで渡河したが、多摩川では船橋を利用したということが、これまでの研究の主流となつていて。しかし近年新たに発見された資料をもとに、やはり多摩川においても他の河川同様に船での渡河が確実になつたことから、その実態について明らかにした。

日本への象の渡来は、応永一五年（一四〇八）足利將軍に献上されたのを最初とし、享保以前で五回を数えるといふ。今回の渡来は、幕府の命により吉宗に献上するためとされているが、おそらくは外国の珍獸に対する興味と、その生態や特性などを実見することで知識を得ようとした博物学的な観点が大きな意図としてあつたのではないかと推測するところである。さて今回長崎に上陸した象であるが、間もなく牝象は病死し、残つた牡象が翌一四年（一七二九）三月に、江戸を目指し陸路約一四〇〇km、二ヶ月に及ぶ旅に出立した。すでに一月には、長崎奉行渡辺出雲守から各街道の宿に対し、通行上の諸注意などの通達が出されており、その中で道中における渡河についても、二通りの方法が申し渡されていることが知られている。まず一つは、徒步渡しの川では、人が多く出て差し添えれば不都合なく渡ることができるとし、また次に渡船の川では、大ぶりの馬が三、四疋乗れる船があれば差し支えない、とその渡河方法を示している。^②しかし実際の旅における動向については各地に残る古文書類にも限りがあることから、江戸までの道中の実態のすべてを窺い知ることは残念ながらできず、具体的な部分で不明な点が多いのも実情である。

そこで本稿では、多摩川における六郷の渡し場での渡河方法について、これ

までの先行研究を整理するとともに、今回新たに見つかった資料をもとに再検討を加え、その実態について明らかにしたいと思う。

一 多摩川の渡河についての研究史

象の多摩川における渡河方法については、これまで大きく二つの説があった。

一つは、船を何艘も川幅に並べ繋ぎとめて造った、仮設の船橋の上を歩かせて渡す方法、そしてもう一つは通常の渡しで使用している船に象を乗せ渡す方法である。

まず前者の船橋による渡河であるが、その根拠とされている資料が荏原郡下丸子村の名主を務めていた平川家に残された古文書である。具体的には平川家文書の中の『享保十四年 御用触留帳^③』に記された五月四日から一六日付の以下の資料である。

御用象江戸着三付、六郷渡し場舟橋^ニ被仰付候、右舟橋御入用人足諸色之儀、領内役^ニ被仰付候筈^ニ被仰渡候、一両日之内割触可申候間、人足老人諸色壹本成共無未進割合寸法之通御出し可有之候、尤右之段先達て申置候様^ニ被仰付、如此^ニ御座候、此状村下印形早々御廻し、留より御返し可被成候、以上

西五月四日 子ノ中刻 御用番 七 蔵
高畠 町や 古川 道塚 原村 古市 矢口 下丸子 鵜木 嶺
久ヶ原 右御名主中

とあるように、村高百石につき一人の人足を、工事開始から終了まで供出することの触が出される。そして船橋設営のための工事は、滞りなく一五日にはおおよそ完了したようで、

六郷渡場御普請今日切出来仕候、明十六日より之出入人足相止候様^ニ御申付可有之候、此状村下印形早々御廻し、留より御返し可被成候、以上

西五月十五日 未中刻 御用番 七 蔵
高畠 町や 古川 道塚 原村 古一場 矢口 下丸子
鵜木 嶺村 久ヶ原 右御名主中

とあるように、翌日以降の人足供出は必要なしとなつたのである。そしてその翌一六日には、

すなわち、江戸到着を前にして幕府から六郷の渡しでは船橋を設営することが決められ、そのための人足や物資について、五月四日に六郷領の村々に触が出されたのである。そして九日には、

象泊リ之儀ハ、明十七日之晩川崎宿泊リ^ニて十八日^ニ江戸入^ニ候間、左様^ニ御心得可有候
(以下、心得九ヶ条略)

右之外^ニも象通り障り候様成儀有之候ハ、早々相止候様^ニ御申付ケ可有之候、此状村下印形早々御廻し、留より御返し可被成候、以上

渡場御普請人足之儀、今日之割之通^ニ百石壹人割^ニて、御普請御仕廻迄毎日御出しかり之候、尤未進無之様^ニ御申付ケ可有之候、此状村下印形早々御廻し、留より御返し可被成候、以上

西五月九日

御用番 七 蔵 印
高畠 古川 道塚 原村 古市 矢口 下丸子 鵜木 嶺
久ヶ原 右御名主中

西五月十六日 巳下刻

御用番 七藏 印

の違いについては、実は先の平川家文書の『御用触留帳』の中に

というように象通行の際の心得を記した触が出された。これら資料により、三輪修三氏は象は船橋で多摩川を渡つたとし、これがいまでも有力な説となつてゐる。また和田氏も、この説に従つてゐる。

一方、その後新たな資料として、川崎市市民ミュージアムが所蔵する森家文書の内、元治元年（一八六四）一〇月の『御用留』^{（五）}に、次のような記載があることが見つかった。

享保十四西年五月廿四日江戸入

五月廿三日川崎泊

一御用象^{（參定）}

宰領 長崎

高木作左衛門

小袖田八左衛門

福 雄助

（中略）

右象は、従莫^{（廣）}南国渡り、長崎より陸地ヲ歩、川崎へ止宿、象部屋二間二四間新規ニ建之、内二皮付き太キ松六尺堀込柱ニす、但し雄象七歳也、毛筋くせ鮫肌の如し、高六尺五寸、長壹尺三寸、目ハ箆の葉の如シ、長サ三寸五分、鼻ノ長サ三尺五寸、鼻ノ先ニ爪ノ如く成^{（アマ）}氣三ツ有、此爪ニカケテ食物自由成事人の手の如し、牙一本有、長壹尺三寸、尾ハ牛の如く三尺余、足ノ太サ二尺三寸、廻リ杉丸太ノ如ク爪五ツ有、栗ノ如シ、廿四日江戸浜御殿へ入、渡し場長舟二艘もやい、上に象部屋ヲ造ル、筵張リ、

である。この資料によれば、川崎宿到着は五月二三日となつておらず、先の五月一六日付の資料では一七日とあつたことから七日のずれが生じている。この日時

象相煩候ニ付、箱根宿ニ逗留之由、唯今川崎町より申来り候間、左様御心得可有之候、日限相知次第相触可申候、此状村下印形早々御廻し、留より御返し可被成候、以上

西五月十六日 未上刻

御用番 七 藏 印

（後略）

という同日付の御触があり、その理由が記されている。すなわち箱根において象が病氣となり逗留したため、日程がずれたことが知らされているのである。なお興味深いのは、一六日到着を受け心得九ヶ条を記した触を受け取つた約四時間後に、日程変更の触が届いていることである。江戸周辺においてもいまだ象の通行に関して混乱があつたこと、さらに通行する現地での混乱もまた窺い知れるのではないだろうか。いずれにしても象は何とか体調を回復し、無事に三日に川崎宿に到着したわけである。そしてこの資料で注目すべき点が、川崎宿に象部屋として太い松木を柱とした三間×四間の小屋を新規に建てられたこと、そして何よりも渡し場では長船（馬船のことであろう）三艘をつなぎ、その上に筵で囲つた象部屋を造つて象を渡したという点であろう。この資料により、三輪氏はその後に、象の渡河方法は馬船によるものであつたと、その説をあらためてゐる^{（六）}。また船橋から渡船への変更について、江戸入りが遅れたためかを含め、この文書には船橋を設営したことについては記されていない。しかし平川家文書では、一五日段階で船橋の設営工事はほぼ終了してゐたことがわかるので、むしろ先の川崎宿到着の日時変更と同様に、幕府側の中でも意思の疎通が図れていなかつた結果、そもそもは渡船で通行のはずであつたのが、船橋設営となつてしまつたのではないか、とも考えられるだろう。ただし、ここに紹介した森家文書中の『御用留』に記された内容については、他

に資料がなく、本資料のみで知られる内容であった。また通行時からばたいぶ時間が経つた幕末期の資料であること、さらに象の頭数に誤記があるなど、本資料の取り扱いには慎重にならざるを得ない。ゆえに、これまで象の多摩川渡河方法については、船橋あるいは渡船のいずれの説も可能性として両立しているのが実情である。そのような状況の下、近年新たに発見された『川崎年代記録』下巻に、象の多摩川渡河についてより詳細な記述があることがわかつた。そこで以下、その実態について考えていくこととしたいたと思う。

二 道中における象の渡河の実態

そこでまず、具体的な多摩川の渡河方法について検討する前に、そもそも今回の長崎から江戸までの移動について、象の渡河に対する幕府の対応や、その方法についてどのようにであったか確認して置くこととする。移動における様々な動きについては、和田氏が各地に残る古文書などを調査し明らかにしているが、本稿では特に資料がよく残っている「駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料」^⑧及び「遠江国引佐郡氣賀宿中村家文書」^⑨を中心にしていくこととする。なお氣賀宿は、浜名湖の北に位置し東海道の脇往還である本坂通（通称・姫街道）の宿で関所も置かれていた。東海道の今切の渡しを回避するために取られたルートであると考えられるが、山間部の峠道であり、かつ東海道ルートに比べ距離的にも大幅な迂回路であったことから、通行にあたつては困難を極めたものと思われる。

さて最初に『御用象本坂通之節御触書之写』^⑩に四月一六日発給の先触として、次の記載がある。

先触

四月廿五日到来

此度御用之象壹疋、江戸へ牽越候間入用之品并人馬無遅滞可被差出

候、大坂より江戸迄之泊付左記之候、尤風雨強節、或象草臥候得は、二三日遅滞之儀も可有之候、其節は其所より追触可差出候、以上

一川々船渡之所、船用意無用二候、象船二殊外乗兼候、歩渡ヲ好ミ候、捨町十二三町乃至一里程廻ツツとても浅瀬を相尋、浅瀬歩渡致度候、浅瀬無之川は土橋隨分丈夫ニ頼存候

但、川水人を渡候て、股迄立候水は心安越候、川幅広キ者構無之候、尤土橋も不相成川は、船橋御用意頼入候、第一歩渡ヲ好ミ候、船渡は

嫌申候

（中略）

四月十六日

高木作右衛門内 福井雄助

同断

小袖田八左衛門

従大坂江戸迄

宿々 問屋 中年寄

此先触於江戸石町武町目長崎屋源右衛門方江可被相届候、以上

この先触は、長崎代官の手代である福井・小袖田の両名によって、姫路で出されたもので、江戸までの各宿における心得を箇条にしたものである。その中で渡河については、「象は船に乗る」とを嫌うことから渡船は不要であり、若干の遠回りをしても浅瀬を歩行で渡るか、土橋で十分である」としている。また嵩山宿の儀平太が三ヶ日村・氣賀宿に宛てた『象一尾 西宮 尼崎 大坂見届ケ諸事覚』^⑪には

播州十三渡り涉之節、川水を見セ不申ためニ、右舟ニかゝい致申御座候、然は橋ニハ入不申候、

とあり、播磨国内では船に乗りをして象を乗せ渡河したことから、橋は不必

要であつたという。さらに五月四日付追触には⁽¹²⁾

一象段々無滯可致旅行と存候、宿々之儀先達て稻生下野守殿相触被置候通、大造ニ無之様ニ随分細心得旅行可申候、先達て三宅周防守被申越候以附添候面々も可得其意存候

一川々船場等之儀は、大造之事ニ候条可成程ハ、船乗候様ニ可仕候、夫共其場所其時之様子ニより宜様ニ可致作略候

一於長崎被申付候品々も可有之候得共、日本之獸ニ無之候間、臨時彼是異変成事も可有之候間、其節は宜様ニ可被計義は勿論之事ニ候得共、前條之通万端大造無之様可仕候事

五月

一渡部出雲守より差越候書付、急度可届者也

五月四日

下野

品川より宿々問屋

と、ここでも渡河にあたつては大がかりなことはせず、象を船に乗せ渡せばよいとし、場所や天候などを鑑みて適切な対応を求めている。

以上の資料から推量するに、象の渡河にあたつては当初の長崎奉行の通達のように原則浅瀬を利用し歩行で渡し、それが難しい河川、急流や瀬の早い所では船に乗せ渡らざることとし、船橋など大がかりな造作は必要としないものであつたということが言えるであろう。

さて「駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料」の中にも、享保期における象の通行関係資料が数点含まれているが、その中に享保一四年四月二九日付の『富士川仮船橋御入用積』という資料がある。その中身は、川幅二六間のうち本瀬が一一間の富士川に船橋を架けるための松木などの材料のほか、人足や大工・木挽の人数を記した見積帳となつていて、また同じく

『御用之象通候ニ付御触書写』にも、同内容の記載がみられる。このことから和田氏は、富士川においては船橋で渡河したとし、さらに三輪氏の当初の研究に基づき多摩川を加え、江戸までの道中においてこの二ヶ所のみに象の渡河のために船橋が設置されたとしている。なお象は五月二二日に蒲原宿に泊り、翌二三日に三島宿に到着していることから、富士川渡河は一二三日中であつたこと⁽¹³⁾がわかる。そこで注目されるのが、その前々日の日付がある次の資料である。

以人を申進候、然は象乗船今日出来致候、依之明朝御役所より御出、一渡り相渡シ候て御覽被成候等ニ御座候、舟頭之儀能キ舟頭吟味被成、

六人明朝此方端へ可被遣候、此外川立にて達者成者拾人、都合拾六人

明朝未明ニ御出被成候、以上

五月十一日

本資料によれば、一一日に象の乗る船ができたので、役所より役人が視察に

来るため、腕の良い船頭六人と泳ぎの達者な者一〇人を明朝未明に出張るよう命じられている。このことから推して、富士川においては、船橋設営の準備は進めていたものの、変更され実際は船によつて渡河したと考えられるだろう。同様に、通行後の文書にも⁽¹⁴⁾

(前略) 然は去ル五月、象富士川航船之節諸入用有之由、(後略)

とあることからも、富士川における渡河方法は、船橋ではなく渡船であつたことが裏付けられるだろう。

象の道中におけるすべての河川の渡河実態は、残念ながら資料の残存状況から詳細が解明されているわけではないが、その方法はほぼ歩行ないしは渡船であつたのではないかと想定できるのではないだろうか。そこで船橋と渡船の両

説がある多摩川について、その実態をみていくこととする。

三 多摩川渡河の実態

本稿で紹介する『川崎年代記録』下巻であるが、本資料の上巻と中巻については、現在川崎市市民ミュージアムが所蔵する森家文書の中に含まれている。

そもそも森家は川崎宿内の久根崎町に居住し、問屋役などを務めた家である。所蔵していた文書類は早くから川崎市に寄贈されており、その内容は川崎宿の運営や記録類、助郷や六郷の渡し関係を中心に、近代以降の行政や鉄道関係なども含まれ、全一一五六件にのぼる。その文書群の内容については、最初に神奈川県史編纂時の昭和五〇年に刊行された『神奈川県史資料所在目録』第四二集に目録が掲載され広く知られるところとなり、その後再整理が行われ平成九年に川崎市市民ミュージアムが刊行した『川崎市市民ミュージアム収蔵品目録－歴史資料－』第二集が現在の基本目録となっている。その中に『川崎年代記録』上巻・中巻が含まれており、川崎宿を研究する上で基本資料として、以前からよく知られていた資料の一つであった。しかし残念ながら下巻については、川崎市へ寄贈された時点ですでに欠失しており、長い間その所在が不明であった。それが近年市場に出たことで、新たに発見として注目されている。そこでまず、この新出資料である下巻が、森家文書の『川崎年代記録』の欠本であるのか、上・中巻と比較し検討しておこうこととする。

まず表紙の料紙や題簽の体裁が全く同じであること、また書き記された文字も、他の森家文書と同筆の獨特な筆跡であることから、今回見つかった下巻も、本来は森家文書に含まれていたものであることは間違いないもので、時期と理由は不明であるが森家から流出してしまったと考えて差し支えないだろう。なお本資料は、全一〇八丁、法量は縦三・九cm、横一七・一cmで袋綴じの豎帳である。

では、具体的にみていくたいと思う。本稿に関連する記事であるが、次のよ

うな記載がある。

享保十四四年四月十八日夜、新宿町一行寺前三左衛門店小間物屋作
兵衛方より出火、上之方權十郎迄、問屋之会所は助ヶ忠四郎迄、下方
紀伊国屋平兵衛迄、本陣は防き助ヶ清九郎迄、四拾式軒類焼す

享保十四四年

同年、従交趾国象献上、長崎御代官高木作右衛門手代附添下り、同
五月廿三日川崎泊、やど新宿町六郎兵衛小屋掛をしつらひ入置、渡し
場船橋ニ被仰付、久保万右衛門殿御懸り、御出入之大工八郎兵衛・長
右衛門參り材木揚、但し所々上道中渡船場之様子見合せに彦十郎參見
届候所、天龍川より段々船渡し場、水棹ニきて相済候ニ付、俄ニ船橋
ヲ相止メ平太船もやひ、丸太を搔き、板・筵・敷砂を持込土間ニいたし、
左右筵囲、此外ニ棹ニきて相渡し候、象ニ水を見せ候を厭ひ、前後
も圍之開戸、尤船橋荒増拵仕立候入用并泊入用夥敷、其上象遣ひ之
者へ先キ宿段々取繕等有之ニ付、弥増来、此趣及御沙汰、右之者共御
咎被仰付候、当所火難のうへに右入用懸り、至極之困窮ニ相成候

宰領 磯崎久右衛門 岡室伝次郎 其外象遣ひ
大唐米八升 草藁 久年母 人数拾壱人、右代錢合六百六十弐文
御払、右宿々一同払來候へ共、象之飼料種々之ものを申付、竹の子或ハ
まんじう色々差出す

短い文面ではあるが、これまでに知られていない内容が含まれおり、かつより詳細なことができるだろう。では、内容をみていくたい。川崎宿へは五月二三日に宿泊とあり、これは先の元治元年『御用留』と同じである。さらに宿泊にあたり象小屋を、新宿町の六郎兵衛宅に建てられたとする。残念ながら

ら六郎兵衛宅の正確な位置はわからないが、新宿町ということで川崎宿でも中心地であつたといえる。さて象小屋の建築については、各地に資料が残っている。川崎宿でも、元治元年『御用留』に「象部屋三間二四間新規二建之、内二皮付き太キ松六尺堀込柱ニす」とあり、規模などは他所と同様であった。ちなみに氣賀宿での象小屋は板で四方を囲い、出入の戸を二ヶ所設けていた。さらにその内一ヶ所は、海道の裏手に通じ火災が発生した場合の避難道へと通じていた。⁽¹⁵⁾ 将軍献上の象だけに、各宿とも念を入れた作りにしていたことがわかる。では本稿の課題である象の多摩川渡河方法はどのようにあつたのだろうか。

本資料では、当初船橋の設営が命じられ、大工二名によってその準備が進められる中、川崎宿問屋役彦十郎が川崎以西の渡船場の様子を視察したところ、天龍川よりは船による渡河であつたことから、急遽船橋をやめ渡船に変更したというのである。そして船橋設営も「荒増拵仕立候」とあるように、先に見た平川家文書の記述のよう工事はすでに行われ、ほぼ完成していたようである。それであつても急遽取り止めになつた理由については、本資料では視察結果とのみが記されており不明であるが、あるいは先のような役所からの触書を遵守することが求められたのかもしれない、と考えることもできるだろう。

では実際の渡河方法であるが、「平太船もやひ」とあるように、船底が平らの川船（おそらく渡しで使う馬船であろう）を何艘かつなぎ、削った丸太に板と筵を敷いて、さらに砂を撒き土間のように拵え、そこに左右は筵で囲い、前後は開き戸とした部屋を作り象を押し入れて、棹で漕いで渡河したようである。なお船上に小屋を作るのは、元治元年『御用留』にもあり、播磨の事例にも見える。

さてこの文書自体は、象の通行に係る記録というよりも、文書の最初に記述されているように、約一ヶ月前に川崎宿は火災に見舞われ四二軒が焼失している。そこへ象の通行があり無駄になつてしまつた船橋の造営費用、さらに象の

宿泊のための関係費用と出費が嵩み、宿財政が困窮していることを主とした目的として記録されたものである。しかしそこには、これまで知られてこなかつた象の多摩川渡河方法に関する具体的な内容が記されており、貴重な資料といえることができるだろう。また『川崎年代記録』上巻の序によれば、川崎宿は宝暦一一年（一七六一）に起きた大火で宿場の記録類のほとんどが焼失した。そのため、それ以前の宿の記録について隣接する宿場や村々での調査をまとめ、明和九年（一七七二）に完成したとある。⁽¹⁶⁾ すなわち象通行から四〇数年後に作成された資料であり、かつそれ以前の記録を調査し編纂したものと考えれば、ここで記述の内容は信憑性が非常に高いものといえるだろう。

これまで多摩川の渡河は、同年代資料として船橋について記した平川家文書と、幕末期に渡船での通行について書かれた森家文書があり、どちらかといえば同時代資料の船橋が有力視されてきた。しかし今回ほぼ同時代である『川崎年代記録』下巻が見つかることから、渡船説が確実なものになつたといえるだろう。なお船橋も、事前の触により設営はされたわけだが、最終的には利用されることとなつた。これは富士川の事例も同様であり、もしかすると他の河川においても同様の状況が生じていたかもしれない。

おわりに

以上、雑駁ではあるが多摩川における象の渡河方法について、近年見つかった新しい資料から再検討をしてみた。結論から述べれば、その方法は船橋ではなく渡船によるものであつたことが明らかにできたのではないかと思う。実は筆者もこれまで船橋が有力ではないかと思っていたが、今回新しい資料に出会いことができ再検討を加えたわけである。なお多摩川の場合、できれば船橋撤去に関する資料があれば、よりその顛末がわかるところであるが、残念ながら管見の限りでは残っていない。またそれ以外にも、本来はもう少し江戸までの道中の各河川での渡河状況について、綿密に調査する必要もあると感じてい

る。例えば、象の道中における注意事項を記した御触などの文書通達に対し、富士川や多摩川においては現地での対応に混乱が生じており、情報の伝達や収集においてどのような理由により齟齬が生じていたのかなど、できれば今後も引き続き調査をしていきたいと思う。

なお最後に、『川崎年代記録』下巻の先の記述の末尾に、興味深い記述があるので紹介しておくこととする。それは、

附り、江戸着後^{（上戸）}菅生村源兵衛方へ被遣象の糞^{（糞カ）}を取、白牛散をあはせ、疱瘡之薬のよし、所々へ被下候

という記述である。白牛はやはり吉宗が輸入したインド産の牛で、背にラクダのようなコブがあるのが特徴である。享保一五年（一七三〇）に疱瘡が流行した際には、この白牛の糞を使った「白牛洞」という薬が作られ、江戸町民に配布する触も出されている。^{（17）}一方で象の糞も同一七年に「象洞」と名付けられ疱瘡の薬として売られたという。^{（18）}本資料の記述には、おそらく錯簡もあると思うが、ともに外国から輸入された動物の糞を薬とするなど、その効能は疑わしいが当時の本草学の盛り上がりを見て取ることができるのでないだろうか。さらに上菅生村（現・川崎市多摩区枡形周辺）の源兵衛とは、儒者・歌人で表坊主を務めた成島信遍（道筑）や、旗本ら幕臣とも昵懇であった田沢源太郎義章の父である氏勝のことであると考えられ興味深いところである。^{（19）}しかし、この点については、あらためて別稿にて検討することとしたと思う。

註

（1）象の日本への輸送については、ファン・ハイ・リン「前近代ベトナムにおける象の国家的管理と象貿易」（専修大学古代東ユーラシア研究センター年報）第四号（一〇一八年三月）に詳しい。

（2）和田実『享保十四年、象、江戸へゆく』岩田書院 二〇一五年
以下、和田氏の研究については本書による。

（3）『大田区史』資料編一 平川家文書 I—六号文書 大田区 一九七五年

（4）三輪修三『東海道川崎宿』八雲書房 一九八一年

（5）『川崎宿御用留（二）』川崎市博物館資料調査団 一九八七年

（6）資料では「小野田八左衛門」と記されているが、和田氏によれば本来は「小袖田」が正しく、一度間違えた情報が訂正されることなく各文書に引き継がれていってしまったということである。

（7）『大田区史』中巻 第五章第一節 一九九二年三月

（8）人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵

（9）註（8）と同じ

（10）遠江国引佐郡氣賀宿中村家文書 人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵

（11）『異国より献上之大象來朝本坂越江戸へ下候氣賀泊諸事留』遠江国引佐郡氣賀宿中村家文書 人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵 なお嵩山宿は、現在の愛知県豊橋市内で本坂通の宿場である。

（12）『御用之象通行之節触状并廻状』駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料 人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵

（13）『御用象船出来注進状』駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料 人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵

（14）『象通行入用二付岩本村名主書状案』駿河国富士郡岩本村文書ならびに富士川交通史料 人間文化研究機構 国文学研究資料館所蔵

（15）註（11）と同じ。なお本資料には絵図面も記されている。

（16）『川崎年代記録』上巻 森家文書 川崎市市民ミュージアム なお、『川崎宿関係史料（二）』川崎史資料叢書第三巻（川崎市市民ミュージアム 一九九一年）に翻刻されている。

（17）鈴木則子『江戸時代の麻疹と治療』（『日本医史学雑誌』五〇一四 二〇〇四年）

（18）加藤曳尾庵『我衣』巻一上（『日本庶民生活史料集成』第一五巻 都市民俗 三一書房 一九七〇年）

（19）田沢家については、『新編武藏風土記稿』の「上菅生村」の項に詳しく記されている。なお源太郎義章には『武藏野地名考』などの著書もあり、また川崎宿本陣を務め『民間省要』を執筆した田中休愚や、川崎で新田開発や砂糖の国産化に従事した池上幸豊らとも親交があつた。